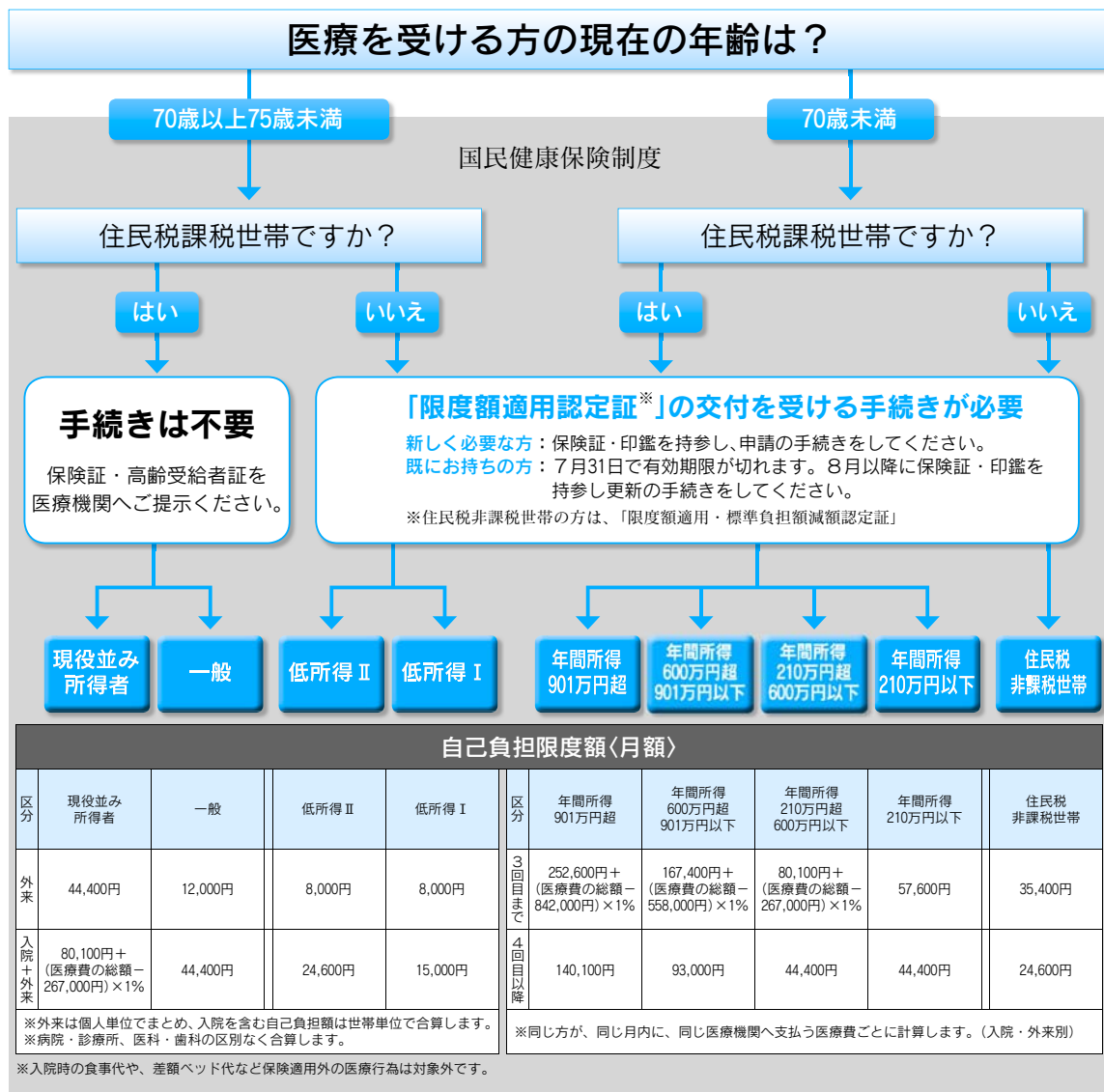


高額療養費の負担を軽減します

「限度額適用認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなる等の軽減制度があります。どの段階に該当するかご確認いただき、必要な場合は手続きをお願いします。

申請窓口 保険年金課 ☎25-5201
 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課(吉田) ☎72-6082、
 大滝 ☎55-0863、荒川 ☎54-123955



後期高齢者医療保険にご加入の方

平成27年度中に「限度額適用認定証」の交付を受けていた方で、平成28年度住民税非課税世帯の方は認定証を郵送します。

新たに認定証が必要な方は保険証をご持参の上、申請の手続きをしてください。

●保険証が更新されます

現在使用中の保険証は、7月31日が有効期限となり、8月1日から新保険証(有効期限：平成29年7月31日)に切り替わります。新保険証は、7月中に郵送します。なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担(1割または3割)は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

後期高齢者医療
 保険料決定通知書
 を郵送します

平成28年度後期高齢者医療保険料決定通知書を7月中に郵送します。納付書が同封されている方は、金融機関等でお納めください。
 それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

70歳から74歳の方へ
 新しい高齢受給者証を
 郵送します

現在お使いの高齢受給者証の有効期限が7月31日までとなっているため、8月1日からお使いいただける新しい高齢受給者証を7月中に郵送します。

古い保険証などは、ご自身で裁断処理するか、保険年金課、吉田・大滝・荒川総合支所の窓口または公民館へお返しください。

問 保険年金課 ☎25-5201
 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082
 大滝 ☎55-0863
 荒川 ☎54-123955